

公の施設の指定管理者の候補者選定に係る答申書

令和元年 5 月

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、非公募による公の施設の指定管理者の募集に対し、申請者から提出された申請書に基づき、当該施設を所管する担当課が実施した審査の結果について、選定委員会の意見を取りまとめたので、ここに答申する。

1 選定委員会委員

会 長	菅原 秀次	鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部 医療福祉学科 准教授
職務代理者	別府 孝文	(株)三十三総研 調査部長
委 員	伊藤 久仁子	元鈴鹿市教育委員会委員
委 員	兼丸 まり子	元市職員
委 員	須川 尚郎	税理士

2 答申までの経過

4月2日	指定管理者の候補者選定についての諮問 第1回選定委員会 (対象施設の確認, 選定スケジュール等の確認) (非公募施設の概要及び非公募と判断した妥当性の審議)
4月16日	第2回選定委員会 (非公募による指定管理者候補者選定に係る市の判断の妥当性についての審議) (答申書案の検討)
5月14日	答申書の提出

3 非公募の考え方に対する意見

第1療育センター及びベルホームについては、平成18年度以降指定管理者制度を導入しており、指定管理者の更新に際して、事業者を非公募により選定してきた施設である。今回についても、引き続き現指定管理者に施設の管理及び運営を委ねようとするものである。第2療育センターについては、第1療育センターの利用者増加に対応するために整備し、今回新たに非公募により選定しようとする施設である。

そのため、選定委員会では、条例等の主旨と対象施設の概要調書、施設を所管する担当課へのヒアリング等により、以下の鈴鹿市の非公募の考え方を確認し、検討を行った。

その結果、安定的で継続的なサービスを必要とする福祉施設の特長を鑑み、療育センター（第1・第2含む）及びベルホームともに、「福祉サービスの利用者の利益の保護が特に優先されること」を確認した。

また、療育センターについては、今後においても対象者の増加も推計される中、「極めて専門的な知識・技能が必要な施設で、当該団体のみが業務遂行可能であること」や「民間等事業者への指導も含めた位置付けがされていること」も確認した。

そのため、鈴鹿市公の施設の指定管理者制度運用指針における非公募とする「④その他、公募しない適切な理由がある場合」の適切な理由に、これらの理由が該当するものとして、今回の対象施設の募集方法を、「非公募」により行うことは、妥当であると考えられる。

【鈴鹿市の非公募の考え方】

（1）第1療育センター

療育センターは、昭和52年に社会福祉センター内に肢体不自由児の通所施設として開設以来、その管理運営を社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に委託してきた。

また、平成4年12月に現在の西条に移設した際、それまで協議会に運営管理を委託していたことや当時の民間施設（法人）では同様の事業を行っていなかったことから協議会に依頼してきた。

第1療育センターの管理運営は、指定管理者制度導入当初(平成18年)から協議会を指定管理者として委ねているが、保護者からの要望にも柔軟かつ真摯に取り組んでいるため、利用者アンケートの結果も良好で、継続した支援を希望される保護者が多い。

また、協議会は、鈴鹿市における地域福祉の中心的な存在として活動しており、民間事業所や医療機関などとの連携も良好である。

現在の第1療育センターは、肢体不自由児だけでなく知的障がい児及び情緒障がい児の受入れも行い、平成31年1月からは、県内初となる「居宅訪問型児童発達支援事業（外出することが著しく困難な障がい児の自宅を訪問し、動作の指導などを行うサービス）」を開始するなど、県内で5箇所しかない『児童発達支援センター』として地域の民間事業所への指導、研修会の開催など、指導も含めた中核的な療育施設として位置付けられる市内唯一の事業所である。

また、市内には児童発達支援センターとしての業務を実施している事業所はなく、専門的な知識などから同等のサービスを提供する団体は存在しないため、非公募と

したい。

なお、運営管理に関して、第1療育センターと第2療育センターとは連携・協力体制が不可欠であるため、両施設を一括して療育センターとし、指定管理者に委ねることとしたい。

(2) 第2療育センター

現在、整備中の第2療育センターは、第1療育センターの利用者増加や5歳児の集団適応健診等の結果、利用に伴う飽和状態を解消する目的で、知的障がい児及び情緒障がい児を対象として令和元年10月に開所する予定である。

第2療育センター開所後は、第1療育センター同様に、『児童発達支援センター』として指定を受け、地域の民間事業所への指導、研修会の開催など、指導も含めた中核的な療育施設を目指す。その中で第1療育センターの職員から、そのノウハウを引き継ぎ、サービスを統一できるようにする必要があるため、第1療育センターと同様、非公募としたい。

(3) ベルホーム

ベルホームは、平成3年3月に重症心身障害者の通所型授産施設である障害者小規模作業所として開設した。当時、民間施設(法人)での運営委託を模索したが、障がいの状態などにより受入れが困難であるとの理由で受託がされなかったため、協議会に依頼をした。

現在のベルホームは、日常生活において常時介護が必要な障がい者に、介護等のサービス及び創作的活動又は生産活動の機会を提供し、障がい者等の地域生活を支援するための障害者生活介護施設である。

ベルホームの管理運営は、指定管理者制度を導入当初(平成18年)から協議会を指定管理者として委ねているが、保護者からの要望にも柔軟かつ真摯に取り組み、送迎サービス等を開始したこともあって、利用者アンケートの結果も良好であり、継続した支援を希望される保護者が多い。

特に、医療的ケアが必要で支援度が高く、他の民間の障害者生活介護施設ではサービス提供が困難な重度障がい者の最終的な受け皿としての施設設置の要望が多かったため、平成24年に「かりん棟」を増設以後、医療的ケアが必要な方の受入れ先となり、セーフティネットの役割も兼ね備えた事業所として位置付けられる。

重度障がい者等の声には、運営体制及び支援者が変わるによりメンタル面に大きな影響を与える場合もあるため、民間事業所とは異なり安定的で継続的なサービスが提供可能な協議会での管理運営の下、長期的に安心して利用したいという思いが強くある。上記のことを総合的に判断すると、公募は適していないため、非公募としたい。

4 非公募による指定管理者候補者の選定

選定委員会は、非公募による公の施設の指定管理者の募集に対し、申請者から提出された事業計画書等の申請書に基づき、当該施設を所管する担当課（障がい福祉課）が実施した審査の結果について、次のとおり取りまとめた。

（1）療育センター（第1療育センター・第2療育センター）

申請者 所在地 三重県鈴鹿市神戸地子町383番地の1
団体名 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
代表者 会長 南条 和治

療育センターの指定管理者候補者選定に当たっては、障がい福祉課が非公募により協議会に対し募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、16項目の評価基準が設定され、障がい福祉課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

選定委員会は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する障がい福祉課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

障がい福祉課の判断理由は、概して次のとおりである。

1 基本的な方針

申請者は、鈴鹿市における社会福祉活動の中核的な役割を担っており、心身の発達に遅れや心配がある児童とその家族が地域の中で安心して暮らし、成長していけるよう様々な機関と連携し、途切れのない支援を行っていけるようサービスを提供する方針を掲げている。

また、児童発達支援センターとしての役割である地域の中核的な療育施設として、今まで継続した療育センター運営により得た経験や専門的知識を、地域の民間事業所への指導や研修会で活用し、鈴鹿市の療育施設全体のサービス品質の向上に取り組むことも掲げていることなどから、基本的な方針は適正であると判断した。

2 福祉サービスの向上

申請者は、アンケートによる利用者の要望の把握や法人全体で苦情・相談に対応できるよう担当職員を配置するなど、問題解決できる体制づくりを計画しているほか、各種専門職員を正規職員として配置するなど、人員配置も適正である。

また、情報提供に当たっては、独自に発行する広報誌の利活用を行うなど積極的であり、福祉サービスの向上意識は適正であると判断した。

3 施設の管理運営経費

申請者は、適正な収支予算計画書を作成し提出している。

現在の指定管理者としての運営状況は良好であり、今後の施設管理の運営についても適正な経費で実施できると判断した。

4 施設の安定した管理運営

申請者は、安定した管理運営に必要な人員体制や会計処理体制のほか、危機管理体制、情報保護体制も取れている。

また、財務状況も良好であり、新たに設置する第2療育センターも含め、施設の安定した管理運営を今後も継続的に実施できると判断した。

以上を踏まえ、選定委員会としては、現在、民間事業所への指導・研修により鈴鹿市の療育施設全体のサービスの質の向上を図っている点、児童への途切れのない支援の実現に取り組もうとしている点や、また、専門職員を正規職員として配置するなど、人材確保・人材育成に努めている点などを評価し、市のいずれの判断理由も妥当なものとして考え、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適当であると判断した。

(2) ベルホーム

申請者 所在地 三重県鈴鹿市神戸地子町383番地の1
団体名 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
代表者 会長 南条 和治

ベルホームの指定管理者候補者選定に当たっては、障がい福祉課が非公募により協議会に対し募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、16項目の評価基準が設定され、障がい福祉課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

選定委員会は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する障がい福祉課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

障がい福祉課の判断理由は、概して次のとおりである。

1 基本的な方針

申請者は、鈴鹿市における社会福祉活動の中核的な役割を担っており、常時介護が必要な障がい者に対し、生活介護等のサービス及び療育的活動などの機会を提供し、障がい者の特性に応じて、心豊かに過ごせるような環境やサービスを提供する方針を掲げていることなどから、基本的な方針は適正であると判断した。

2 福祉サービスの向上

申請者は、アンケートによる利用者の要望の把握や法人全体で苦情・相談に対応できるよう担当職員を配置するなど、問題解決できる体制づくりを計画しているほか、個々の利用者への適切な情報提供やホーム便りによる一般向けの情報提供も行うこととしている。

また、情報提供に当たっては、独自に発行する広報誌の利活用を行うなど積極的であり、福祉サービスの向上意識は適正であると判断した。

3 施設の管理運営経費

申請者は、適正な収支予算計画書を作成し提出している。

現在の指定管理者としての運営状況は良好であり、今後の施設管理の運営についても適正な経費で実施できると判断した。

4 施設の安定した管理運営

申請者は、安定した管理運営に必要な人員体制や会計処理体制のほか、危機管理体制、情報保護体制も取れている。

また、財務状況も良好であり、施設の安定した管理運営を今後も継続的に実施できると判断した。

以上を踏まえ、選定委員会としては、今後、利用者の高齢化が懸念されるなかで、利用者とその家族を長期的・継続的に支援していく組織体制及びサービスの質の維持向上が必要と考えるなか、申請者のこれまでの重度障がい者等への支援や、施設運営の実績、経験を評価し、市のいずれの判断理由も妥当なものとして考え、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適当であると判断した。

5 答申に当たって

今回、指定管理者の候補者選定の対象となった施設は、平成18年度以降指定管理者制度による管理を行っていた第1療育センターとベルホーム、新たに開所予定の第2療育センターである。

指定管理者の募集方法については、鈴鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例等から、原則公募であることは選定委員会として十分認識した上で、鈴鹿市公の施設の指定管理者制度運用指針の規定に照らして審議した。

その結果、第1療育センターと第2療育センターを合わせた鈴鹿市療育センター及びベルホームは、安定的で継続的なサービスを必要とする福祉施設の特長を鑑み、「福祉サービスの利用者の利益の保護が特に優先されること」から非公募での選定が妥当であると判断した。

選定委員会としては、安定的・継続的な施設運営の基盤となるのは、福祉サービスの担い手の質の高さであると考えており、指定管理者候補者には、人材の確保・育成や職員の声を運営に生かす体制づくりに一層努められたい。

なお、療育センターについては、市内唯一の「児童発達支援センター」として地域の民間事業所への指導的な役割を担っていることから、より一層の指導・研修の充実に努められたい。また、これまでの継続的な事業実施で得た専門知識や療育指導のノウハウを遺憾なく発揮し、民間事業所や医療機関などとの連携を図りつつ、鈴鹿市の療育施設全体のサービスの質の向上の実現のために努力されたい。